

北秋田地域振興局自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1 業務概要

- (1) 委託名 北秋田地域振興局自家用電気工作物保安管理業務委託
(2) 業務場所 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 北秋田地域振興局
(3) 設備名 北秋田地域振興局自家用電気工作物
受電、需要設備 容量300kVA、電圧6,600V
非常用予備発電装置 容量30kVA、電圧210V
発電所 出力 15kW、定格容量10kW 2台
(太陽電池発電設備) 発電電圧210V
(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委託業務内容

- (1) 巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導又は助言を行う。
ア 月次点検 12回
イ 年次点検 1回
- (2) 非常に備え、常に連絡及び対応可能な態勢を整えるとともに、修理等で立会が必要な場合は、委託者が定めた日時に立会可能な態勢を整えること。
- (3) 事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止について、とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行う。
- (4) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会を行う。

3 点検項目

- (1) 月次点検
- ア 受電設備
(ア) 責任分界となる区分開閉器
(イ) 引込線等
(ウ) 断路器、遮断器、開閉器
(エ) 電力ヒューズ
(オ) 計器用変成器
(カ) 変圧器
(キ) 電力用コンデンサ、直列リアクトル
(ク) 避雷器
(ケ) 母線、バスダクト等
(コ) 配電盤、制御回路
(サ) 建物、室、キュービクル等の金属箱
(シ) 接地装置
- イ 配電設備
電線路
- ウ 電気使用場所の設備
(ア) 電動機
(イ) 電熱装置
(ウ) 照明設備
(エ) 配線及び配線器具
(オ) その他の機器類
(カ) 接地装置
- エ 非常用予備発電装置
(ア) 原動機及び付属装置

- (イ) 発電機及び励磁装置
 - (ウ) 遮断器、配電盤、制御装置等
 - (エ) 建物、室、キュービクル等の金属箱
 - (オ) 接地装置
- オ 蓄電池
- (ア) 蓄電池
 - (イ) 充電装置及び付属装置
- カ 発電所（太陽電池発電設備）
- (ア) 太陽電池アレイ
 - (イ) 接続箱（本体）
 - (ウ) パワーコンディショナー（本体）
- (2) 年次点検
漏電検査等

4 提出図書及び提出時期

- (1) 委託業務着手届 契約後速やかに
- (2) 年間業務計画書 契約後速やかに
- (3) 有資格者証（電気主任技術者）の写し 入札参加資格確認申請書等の提出期限までに
- (4) 点検報告書 作業実施後

5 その他

- (1) 作業に使用する器具等は、特に定めのない限り受託者が準備すること。
- (2) 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため有資格者が行うこと。
- (3) 作業のために庁舎執務室等を利用したい場合は、委託者と協議すること。
- (4) 作業のために自動車で来庁する場合、敷地内駐車場を利用してもよい。
- (5) この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。